

観音寺市離島買物支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市伊吹町における日常生活に必要な食料品及び日用雑貨（以下「生活必需品」という。）の販売を促し、離島における生活機能の維持及び福祉の向上を図るため、移動販売を実施する事業者に対し、伊吹観音寺航路の運賃の一部を助成する観音寺市離島買物支援事業助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「移動販売」とは、あらかじめ販売日時を設定し、生活必需品を軽自動車に搭載等して販売する形態をいう。ただし、特定の販売品目のみの移動販売又は車内で調理加工した食品等を販売する移動販売は除く。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、観音寺市伊吹町で実施する移動販売事業とする。

(助成対象事業者)

第4条 助成の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人又は個人事業主
- (2) 観音寺市伊吹町で原則月4回以上定期的に生活必需品の移動販売を行う者

(助成対象期間)

第5条 助成の対象期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象事業者が助成対象事業を実施するために伊吹観音寺航路を利用した場合の移動販売用の車両1台及び販売員1名に係る運賃とし、1月当たり4往復を上限とする。

(利用の申請)

第7条 助成対象事業を実施しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、観音寺

市離島買物支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 観音寺市離島買物支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 移動販売を行う車両の写真
- (3) 移動販売を行うルート等が分かる地図
- (4) その他市長が必要と認めるもの
(利用の承認)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、これを適当と認めるときは、観音寺市離島買物支援事業登録者名簿（様式第3号）に登録し、観音寺市離島買物支援事業利用承認通知書（様式第4号）により利用申請者に通知するものとする。

2 利用の承認に当たり、市長は必要な条件を付することができる。

(助成対象事業の変更)

第9条 利用の承認を受けた利用申請者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象事業の利用申請の内容を変更するときは、あらかじめ観音寺市離島買物支援事業計画変更申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 観音寺市離島買物支援事業変更計画書（様式第6号）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 前条の規定は、前項の規定により承認を行った場合について準用する。

(助成金の申請及び請求)

第10条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、観音寺市離島買物支援事業助成金申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊吹観音寺航路利用実績書（様式第8号）
- (2) 観音寺市離島買物支援事業助成金請求書（様式第9号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請書等は、1月以上の単位で提出することができる。

(助成金の額の決定)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の申請を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該助成対象事業の成果が、利用の承認の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を決定し、請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

(完了及び状況報告)

第12条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、30日以内に観音寺市離島買物支援事業完了報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 観音寺市離島買物支援事業実施報告書(様式第11号)

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、助成対象期間中において、助成対象者に対し事業実施状況等について報告を求めることができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他法令又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。